



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 9 8 号 の 4

平成29年(2017年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>● 公 告</p> <p>○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の変更について (11件)</p> <p style="text-align: right;">(都市計画課) 1</p>	<p>○金沢市における土地利用の適正化に関する条例の規定による土地利用協定の変更について (5件) ( " ) 9</p>
--	---

## 公 告

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定(以下「協定」という。)を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
英町商店街地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
1
- 4 協定の名称  
英町商店街地区まちづくり協定
- 5 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

	変更した事項	変 更 前	変 更 後
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	用途の制限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第1項第1号～第8号に定めるキャバレー等、カフェー等、ナイトクラブ等、ダンスホール等、低照度の飲食店等、他から見通すことの困難な飲食店等、マージャン屋、パチンコ屋、スロットマシン・テレビゲーム店等その他これらに類するもの (2)～(5) (略)	次に掲げる建築物等を建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号(風俗営業)に掲げる営業の用に供するもの  (2)～(5) (略)

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
にし茶屋街地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
2
- 4 協定の名称  
にし茶屋街地区まちづくり協定
- 5 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p><b>【用途の制限】</b> 次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に定めるキャバレー等及び同項第3号から第8号までに定めるナイトクラブ等、ダンスホール等、低照度の飲食店等、他から見通すことの困難な飲食店等、マージャン屋、パチンコ店、スロウマシーン・テレビゲーム店等その他これらに類するもの</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p><b>【用途の制限】</b> 次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業に限る。）及び第2号から第5号まで（低照度飲食店、区画席飲食店、まあじゃん屋等及びゲームセンター等）に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(2)～(8) (略)</p>
	<p><b>【建築物等の形態又は意匠の制限】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 屋外広告物等 屋外広告物は自家広告で、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し都市景観上支障のないもので、次に該当するものとする。ただし、「にし茶屋街まちづくり協議会」が認めるものについてはこの限りではない。また、茶屋街の風情を感じさせるあんどん型の広告物を設置するように努める。</p> <p>①～⑥ (略)</p>	<p><b>【建築物等の形態又は意匠の制限】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 屋外広告物等 屋外広告物は自家広告で、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し都市景観上支障のないもので、次に該当するものとする。ただし、「にし茶屋街を愛する会」が認めるものについてはこの限りではない。また、茶屋街の風情を感じさせるあんどん型の広告物を設置するように努める。</p> <p>①～⑥ (略)</p>
	<p><b>【土地利用等の制限】</b> 新たに土地、建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する場合を含む。）は、事前に「にし茶屋街まちづくり協議会」と協議しなければならない。</p>	<p><b>【土地利用等の制限】</b> 新たに土地、建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する場合を含む。）は、事前に「にし茶屋街を愛する会」と協議しなければならない。</p>

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
元車・御影大橋地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
4
- 4 協定の名称  
元車・御影大橋地区まちづくり協定
- 5 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項		変 更 前	変 更 後
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	用途の制限	次に掲げる建築物は、建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等、まあじゃん屋、ばちんこ屋、スロットマシン・テレビゲーム店等の風俗営業施設</u>  (5)～(9) (略)	次に掲げる建築物は、建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業に限る。）、第4号（まあじゃん屋等）及び第5号（ゲームセンター等）に掲げる営業の用に供するもの</u> (5)～(9) (略)

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
神野町地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
5
- 4 協定の名称  
神野町地区まちづくり協定
- 5 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>次に掲げる建築物は、建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第8号に定めるキャバレー等、カフェー等、ナイトクラブ等、ダンスホール等、低照度の飲食店等、他から見通すことの困難な飲食店等、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、スロットマシン店、ゲームセンター等その他これらに類するもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項各号（風俗営業）に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
せせらぎ通り地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
7
- 4 協定の名称  
せせらぎ通り地区まちづくり協定
- 5 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号、第3号、第5号及び第6号に定める風俗営業の用に供するもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業に限る。）、第2号（低照度飲食店）及び第3号（区画席飲食店）に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
問屋町地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
12
- 4 協定の名称  
問屋町地区まちづくり協定
- 5 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>次に掲げる土地利用をしてはならない。</p> <p>(1) 風営法に掲げる営業の用に供するもの。 <u>ただし、風営法第2条第1項第7号に掲げるまあじゃん屋を除く。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>次に掲げる土地利用をしてはならない。</p> <p>(1) 風営法（第2条第1項第4号に規定するまあじゃん屋を除く。）<u>に掲げる営業の用に供するもの</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p>

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
香林坊地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
13
- 4 協定の名称  
香林坊地区まちづくり協定
- 5 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>土地利用等の制限</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号及び第3号から第8号までに掲げる営業の用に供してはならない。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業に限る。）及び第2号から第5号まで（低照度飲食店、区画席飲食店、まあじゃん屋等及びゲームセンター等）に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
犀川野町広小路地区（瓶割坂通り）の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
16
- 4 協定の名称  
犀川野町広小路地区（瓶割坂通り）まちづくり協定
- 5 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第8号に定める風俗営業その他これらに類するもの</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号（風俗営業）に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(2)～(10) (略)</p>

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
主計町地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
17
- 4 協定の名称  
主計町地区まちづくり協定
- 5 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>次に掲げる建築物等の建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）をしてはならない。ただし、(7)については、平成28年5月20日に建築物が存する敷地について、同敷地での同用途の建築についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号及び第3号から第8号までに定めるものの営業の用に供するもの</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>次に掲げる建築物等の建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）をしてはならない。ただし、(7)については、平成28年5月20日に建築物が存する敷地について、同敷地での同用途の建築についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号（<u>キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業に限る。</u>）及び第2号から第5号まで（<u>低照度飲食店、区画席飲食店、まあじゃん屋等及びゲームセンター等</u>）に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
武蔵北国街道ふくろう通り地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
18
- 4 協定の名称  
武蔵北国街道ふくろう通り地区まちづくり協定
- 5 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項		変 更 前				変 更 後			
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の細区分	A地区	B地区	C地区	D地区	A地区	B地区	C地区	D地区
	建築物の高さの最高限度	(60m) 高度地区により既に指定	(31m) 高度地区により既に指定	31m	(12m) 高度地区により既に指定	(60m) 高度地区により既に指定	(31m, 25m, 12m) 高度地区により既に指定	31m	(12m) 高度地区により既に指定
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号（キャバレー等）、第3号（ナイトクラブ等）、第5号（低照度飲食店等）、第6号（区画席飲食店等）及び第8号（スロットマシン・テレビゲーム店等）に定める風俗営業の用に供するもの (2)・(3) (略)				次に掲げる建築物等を建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に接待をして客に飲食をさせる営業に限る。）、第2号（低照度飲食店）、第3号（区画席飲食店）及び第5号（ゲームセンター等）に掲げる営業の用に供するもの (2)・(3) (略)				

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
芳齋地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
20
- 4 協定の名称  
芳齋地区まちづくり協定
- 5 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項		変 更 前		変 更 後	
その他住み良いまちづくりを推進するために	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築（用途を変更する場合を含む。）してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号（低照度飲食店）、第6号（区画席飲食店）、第7号（まあじゃん屋、ぱちんこ屋等）及び第8号（スロットマシン、テレビゲーム店等）に規定する営業の用に供するもの (2)~(7) (略)		次に掲げる建築物は、建築（用途を変更する場合を含む。）してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第2号から第5号まで（低照度飲食店、区画席飲食店、まあじゃん屋等及びゲームセンター等）に掲げる営業の用に供するもの (2)~(7) (略)	



必要な事項		
-------	--	--

金沢市における土地利用の適正化に関する条例（平成12年条例第12号）第4条第1項の規定による土地利用協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
湯涌地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
1
- 4 協定の名称  
湯涌地区土地利用協定
- 5 土地利用に係る土地利用基準の内容

	変更した事項	変 更 前	変 更 後
土地利用の適正化を図るために必要な事項	用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、湯涌まちづくり協議会が特に認めるものはこの限りではない。  (1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化に関する法律第2条第1項第1号～第8号に定めるキャバレー等、カフェ等、ナイトクラブ等、ダンスホール等、低照度の飲食店等、 <u>他から見通すことの困難な飲食店等、まあじゃん屋、ぱちんこ店、スロットマシン・テレビゲーム店等、その他これらに類するもの。</u> ただし、温泉旅館施設内において、宿泊客が使用するための施設は該当しない。  (2)～(5) (略)	次に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、湯涌まちづくり協議会が特に認めるものはこの限りではない。  (1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号（風俗営業）に掲げる営業の用に供するもの。ただし、温泉旅館施設内において、宿泊客が使用するための施設は該当しない。  (2)～(5) (略)

金沢市における土地利用の適正化に関する条例（平成12年条例第12号）第4条第1項の規定による土地利用協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
東山内灘線沿道地区（木越町地区）の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
2
- 4 協定の名称  
東山内灘線沿道地区土地利用協定

5 土地利用に係る土地利用基準の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
土地利用の方針	<p>東山内灘線沿道は、積極的に建築物を誘導する地区ではなく、許容される建築物は関係法令等により市街化調整区域内に建築できるものとする</p> <p>[建築物等の整備の方針]</p> <p>東山内灘線は、金沢市中心部から能登有料道路へつながる幹線道路であり、秩序ある都市景観の誘導・形成を図るとともに、背後地の現在及び将来の土地利用に支障がないよう考慮するものとする。</p> <p>このため、本地区内で建築される<u>すべての</u>建築物は、その高さの最高限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、壁面の位置ならびに意匠、及び垣又はさくの制限を行い、ゆとりある公共空間を確保し優れた都市景観の推進を図るものとする。</p>	<p>東山内灘線沿道は、積極的に建築物を誘導する地区ではなく、許容される建築物は関係法令等により市街化調整区域内に建築できるものとする</p> <p>[建築物等の整備の方針]</p> <p>東山内灘線は、金沢市中心部からのと里山海道へつながる幹線道路であり、秩序ある都市景観の誘導・形成を図るとともに、背後地の現在及び将来の土地利用に支障がないよう考慮するものとする。</p> <p>このため、本地区内で建築される<u>全ての</u>建築物は、その高さの最高限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、壁面の位置及び意匠並びに垣又はさくの制限を行い、ゆとりある公共空間を確保し優れた都市景観の推進を図るものとする。</p>

金沢市における土地利用の適正化に関する条例（平成12年条例第12号）第4条第1項の規定による土地利用協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
東山内灘線沿道地区（大浦町地区）の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
3
- 4 協定の名称  
東山内灘線沿道地区土地利用協定
- 5 土地利用に係る土地利用基準の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
土地利用の方針	<p>東山内灘線沿道は、積極的に建築物を誘導する地区ではなく、許容される建築物は関係法令等により市街化調整区域内に建築できるものとする</p> <p>[建築物等の整備の方針]</p> <p>東山内灘線は、金沢市中心部から能登有料道路へつながる幹線道路であり、秩序ある都市景観の誘導・形成を図るとともに、背後地の現在及び将来の土地利用に支障がないよう考慮するものとする。</p> <p>このため、本地区内で建築される<u>すべての</u>建</p>	<p>東山内灘線沿道は、積極的に建築物を誘導する地区ではなく、許容される建築物は関係法令等により市街化調整区域内に建築できるものとする</p> <p>[建築物等の整備の方針]</p> <p>東山内灘線は、金沢市中心部からのと里山海道へつながる幹線道路であり、秩序ある都市景観の誘導・形成を図るとともに、背後地の現在及び将来の土地利用に支障がないよう考慮するものとする。</p> <p>このため、本地区内で建築される<u>全ての</u>建築</p>

<p>建築物は、その高さの最高限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、壁面の位置ならびに意匠、及び垣又はさくの制限を行い、ゆとりある公共空間を確保し優れた都市景観の推進を図るものとする。</p>	<p>物は、その高さの最高限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、壁面の位置及び意匠並びに垣又はさくの制限を行い、ゆとりある公共空間を確保し優れた都市景観の推進を図るものとする。</p>
--	--

金沢市における土地利用の適正化に関する条例（平成12年条例第12号）第4条第1項の規定による土地利用協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
東山内灘線沿道地区（東蚊爪町地区）の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
- 3 協定番号  
4
- 4 協定の名称  
東山内灘線沿道地区土地利用協定
- 5 土地利用に係る土地利用基準の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
土地利用の方針	<p>東山内灘線沿道は、積極的に建築物を誘導する地区ではなく、許容される建築物は関係法令等により市街化調整区域内に建築できるものとする</p> <p>[建築物等の整備の方針]</p> <p>東山内灘線は、金沢市中心部から能登有料道路へつながる幹線道路であり、秩序ある都市景観の誘導・形成を図るとともに、背後地の現在及び将来の土地利用に支障がないよう考慮するものとする。</p> <p>このため、本地区内で建築されるすべての建築物は、その高さの最高限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、壁面の位置ならびに意匠、及び垣又はさくの制限を行い、ゆとりある公共空間を確保し優れた都市景観の推進を図るものとする。</p>	<p>東山内灘線沿道は、積極的に建築物を誘導する地区ではなく、許容される建築物は関係法令等により市街化調整区域内に建築できるものとする</p> <p>[建築物等の整備の方針]</p> <p>東山内灘線は、金沢市中心部からのと里山海道へつながる幹線道路であり、秩序ある都市景観の誘導・形成を図るとともに、背後地の現在及び将来の土地利用に支障がないよう考慮するものとする。</p> <p>このため、本地区内で建築される全ての建築物は、その高さの最高限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、壁面の位置及び意匠並びに垣又はさくの制限を行い、ゆとりある公共空間を確保し優れた都市景観の推進を図るものとする。</p>

金沢市における土地利用の適正化に関する条例（平成12年条例第12号）第4条第1項の規定による土地利用協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方

- 東山内灘線沿道地区(蚊爪町地区)の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成29年3月30日
  - 3 協定番号  
5
  - 4 協定の名称  
東山内灘線沿道地区土地利用協定
  - 5 土地利用に係る土地利用基準の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
土地利用の方針	<p>東山内灘線沿道は、積極的に建築物を誘導する地区ではなく、許容される建築物は関係法令等により市街化調整区域内に建築できるものとする</p> <p>[建築物等の整備の方針]</p> <p>東山内灘線は、金沢市中心部から能登有料道路へつながる幹線道路であり、秩序ある都市景観の誘導・形成を図るとともに、背後地の現在及び将来の土地利用に支障がないよう考慮するものとする。</p> <p>このため、本地区内で建築されるすべての建築物は、その高さの最高限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、壁面の位置ならびに意匠、及び垣又はさくの制限を行い、ゆとりある公共空間を確保し優れた都市景観の推進を図るものとする。</p>	<p>東山内灘線沿道は、積極的に建築物を誘導する地区ではなく、許容される建築物は関係法令等により市街化調整区域内に建築できるものとする</p> <p>[建築物等の整備の方針]</p> <p>東山内灘線は、金沢市中心部からのと里山海道へつながる幹線道路であり、秩序ある都市景観の誘導・形成を図るとともに、背後地の現在及び将来の土地利用に支障がないよう考慮するものとする。</p> <p>このため、本地区内で建築される全ての建築物は、その高さの最高限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、壁面の位置及び意匠並びに垣又はさくの制限を行い、ゆとりある公共空間を確保し優れた都市景観の推進を図るものとする。</p>

平成29年(2017年)4月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)4月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	